

# 介護保険 福祉用具貸与・購入のご案内

## 目次

<b>I. 介護保険 福祉用具貸与のご案内</b> .....	1
1. 福祉用具貸与について .....	1
2. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱い.....	3
3. ショートステイと福祉用具貸与 .....	7
4. 複合的機能を有する福祉用具について.....	7
5. よくある質問 .....	8
<b>II. 介護保険 福祉用具購入のご案内</b> .....	9
1. 特定（介護予防）福祉用具購入について.....	9
2. 支給方法（償還払い） .....	11
3. 特定（介護予防）福祉用具購入の保険給付額.....	11
4. 特定（介護予防）福祉用具購入の流れ.....	12
5. 支給申請に必要となる書類 .....	13
6. 支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄の書き方.....	16
7. よくある質問 .....	17
8. その他注意事項 .....	23

北本市健康推進部高齢介護課

令和2年4月作成

# I. 介護保険 福祉用具貸与のご案内

## 1. 福祉用具貸与について

### ■概要

#### 「福祉用具貸与とは」

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与することで、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 193 条)

#### 「介護予防福祉用具貸与」とは

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することで利用者の生活機能の維持又は改善を図るものです。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 265 条)

### ■対象となる福祉用具

福祉用具貸与として下記 13 種目が保険給付の対象になっています。

(H11. 3. 31 厚生省告示第 93 号)

(1) 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
(2) 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
(3) 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの ① 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ② 床版の高さが無段階に調整できる機能
(4) 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

(5) 床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ② 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
(6) 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。
(7) 手すり	取付に際し工事を伴わないものに限る。
(8) スロープ	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。
(9) 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ① 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ② 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
(10) 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
(11) 認知症老人徘徊感知機器	介護保険法第5条2に規定する認知症である老人が屋外へ出かけようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
(13) 自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）

■貸与を利用できる方

福祉用具貸与は、介護度によって貸与を受けられる福祉用具が異なります。

要介護4・5の方：(1)～(13)すべて利用可能

要介護2・3の方：(1)～(12)が利用可能

要支援1・2の方、要介護1の方：(7)～(10)が利用可能

2. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱い

■算定の可否の判断基準

軽度者（要支援1・2、要介護1）については、その状態像からみて使用が想定しにくい(1)～(6)・(11)～(13)の福祉用具に対しては、原則として算定できません。また、(13)自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も原則として算定できません。

ただし、軽度者（自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も含む）であっても種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、給付の対象として福祉用具貸与の算定が可能になる場合があります。判断基準は次のとおりです。

(ア) 原則として次の【表】の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断します。

【表】(利用者等告示第31号のイ)

	対象外種目	「厚生労働大臣が定める者」のイ	「厚生労働大臣が定める者」のイに該当する基本調査の結果
ア	車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 1. 日常的に歩行が困難な者 2. <u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</u>	基本調査1-7「3.できない」 —
イ	特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 1. 日常的に起きあがり困難な者 2. 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4「3.できない」 基本調査1-3「3.できない」
ウ	床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
エ	認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 1. 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれか	基本調査3-1 「1.調査対象者が意見を他

		に支障がある者	者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		2. 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ	移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 1. 日常的に立ち上がりが困難な者 2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 3. <u>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</u>	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ	自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く）	次のいずれにも該当する者 1. 排便が全介助を必要とする者 2. 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

(イ) ただし、ア「2. 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオ「3. 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断してください。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととします。

(ウ) また、(ア)にかかわらず、次の i～iii までのいずれかに該当する旨が医師の医

学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができます。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えありません。

- i. 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- ii. 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
- iii. 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」のイに該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

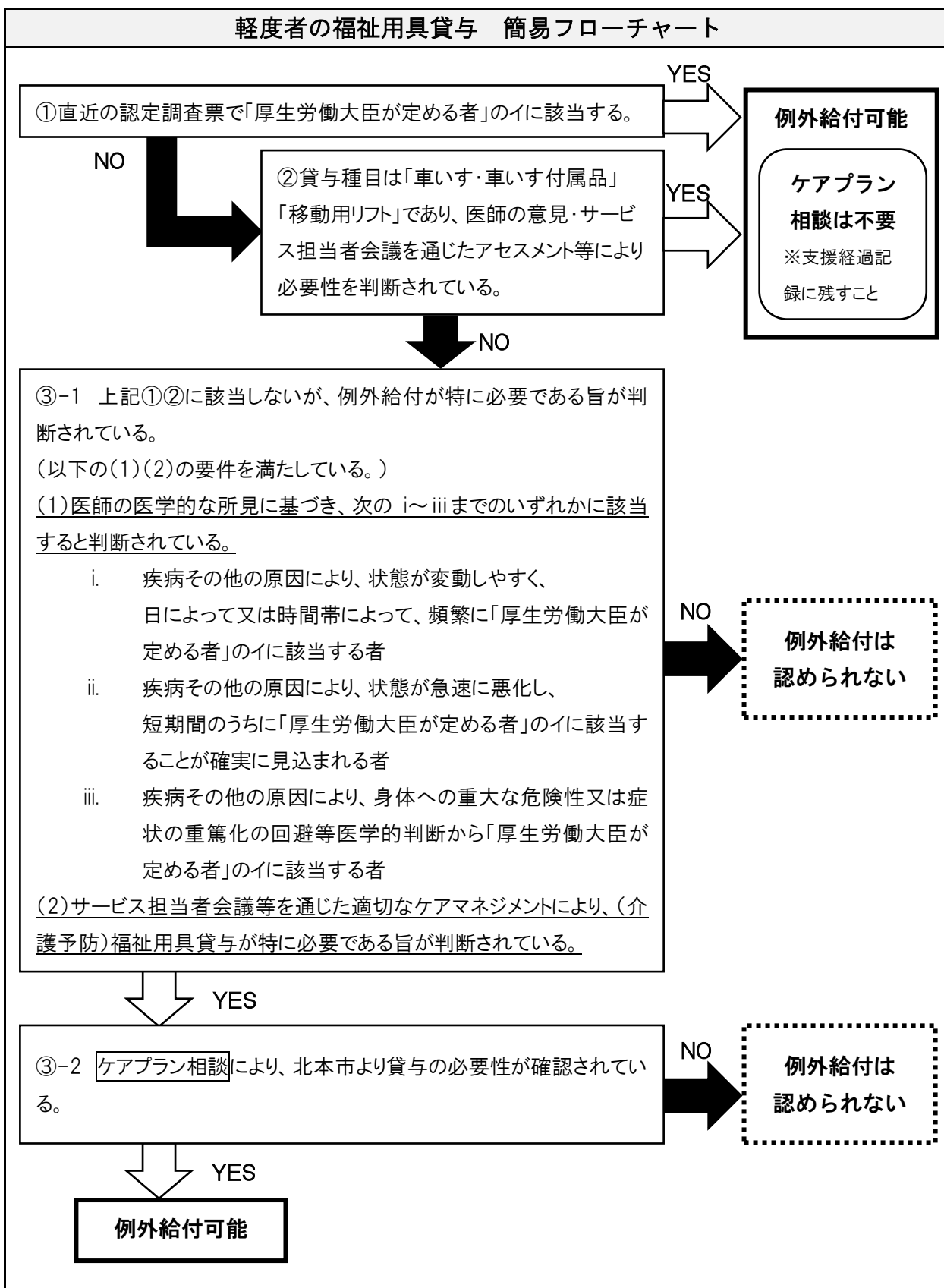
なお、括弧内の状態は、あくまでも i～iii の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i～iii の状態であると判断される場合もあります。

## ■基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、【表】に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。

- (ア) 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。
- (イ) 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

## 軽度者の福祉用具貸与 簡易フローチャート



### 3. ショートステイと福祉用具貸与

短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下、「ショートステイ」という。）を利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められていますが、これはショートステイ利用中の短い期間で、一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であることから認められているものであると考えます。

福祉用具貸与品は利用者の居宅で使用されるものです。したがって短期入所施設への貸与品の持ち込みは認められません。基本的にはショートステイ施設で使用する全ての福祉用具は、事業所が用意すべきものであり、その費用は介護報酬に包括されているものと考えますので、次のようなケースは算定できません。

- ◇ 当該福祉用具をショートステイ施設内のみで利用する場合
- ◇ 当該月に利用者が在宅にいないことが予めわかっている場合  
（例：最初から1か月間のショートステイの利用計画を立てて実際に利用した場合等）

ただし、上記にかかわらず、次の①～③に該当する場合には例外的に算定が可能であると考えます。

- ① 施設に該当する福祉用具の用意はあるものの、施設利用者間で福祉用具の利用が重複しており、該当する福祉用具が一時的に不足している場合
- ② 施設に該当する福祉用具の用意はあるものの、利用者個人に身体的特徴があり、施設が用意している福祉用具の機能では不十分な場合（施設は福祉用具を用意すべきであるが、必ずしも個々人の状態すべてにあわせた福祉用具を提供しなければいけないとはいえないため）
- ③ その他特別の事情（市が個別具体的な状況を勘案して認める場合）

「③その他特別の事情」として認められるかについては、利用者の個別具体的な状況を勘案して判断しますので、市へご相談ください。

### 4. 複合的機能を有する福祉用具について

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。なお、特定（介護予防）福祉用具購入における複合的機能を有する福祉用具の取り扱いも次のとおりです。（H12.1.31 老企34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断します。
- ② 区分できない場合であって、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断します。
- ③ 福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱います。



※但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とします。

## 5. よくある質問

項目	質問	回答
同一種目の複数台貸与	屋内用・屋外用に車椅子を2台レンタルすることは可能ですか？	可能です。 購入については、介護保険法施行規則第70条第2項ならびに同規則第89条第2項により制限がありますが、貸与については特段制限がないため、必要性があれば複数台の貸与は可能であると考えます。
福祉用具選定の基準	貸与を検討している商品が福祉用具貸与として保険給付の対象か確認する方法はありますか？	本市においては、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準にしています。 公益財団法人テクノエイド協会のHPにて、検討している商品がT A I Sコードを取得しており、「貸与」のマークが表示されているか確認してください。 ※財団法人テクノエイド協会が判断を示していない商品であっても、保険給付の対象になる場合があります。 ※複合的機能を有する福祉用具の場合は、公益財団法人テクノエイド協会の判断にかかわらず保険給付の対象として認められない場合がありますので、事前に市へご相談ください。

## II. 介護保険 福祉用具購入のご案内

### 1. 特定（介護予防）福祉用具購入について

#### ■概要

##### 「特定福祉用具販売とは」

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、特定福祉用具を販売することで、利用者の日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 207 条）

##### 「特定介護予防福祉用具販売」とは

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することで利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものです。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 281 条）

#### ■支給対象者

介護保険の要支援（要支援 1・2）・要介護認定（要介護 1～5）を受けた者。

#### ■対象となる福祉用具

特定（介護予防）福祉用具購入として下記 5 種目が保険給付の対象になっています。（H11. 3. 31 厚生省告示第 94 号、H12. 1. 31 老企 34 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

##### (1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。  
② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの  
例：補高便座

	<p>③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</p> <p>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。例：ポータブルトイレ</p> <p>※但し、設置に要する費用については法に基づく保険給付の対象にはなりません。</p>
(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの</p> <p>※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれます。</p>
(3) 入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 入浴用椅子：座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</p> <p>② 浴槽用手すり：浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</p> <p>③ 浴槽内椅子：浴槽内に置いて利用することができるものに限る。</p> <p>④ 入浴台：浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>⑤ 浴室内すのこ：浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>⑥ 浴槽内すのこ：浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>⑦ 入浴用介助ベルト：居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p>
(4) 簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。</p> <p>※「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られます。</p>
(5) 移動用リフトの	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであ</p>

つり具部分	ること。
-------	------

## 2. 支給方法（償還払い）

支給方法は、**償還払い**となります。※生活保護受給中の方を除く。

償還払いとは、本人が福祉用具販売事業者へ福祉用具の購入費用を一旦全額支払い、その後、市へ申請することで負担割合に応じた保険給付を受ける方法です。

## 3. 特定（介護予防）福祉用具購入の保険給付額

1年間（4月1日から翌年3月末）の間に購入した特定（介護予防）福祉用具のうち、支払った費用10万円までについて、特定（介護予防）福祉用具購入として支給申請をすることができます。市からは、支払った費用の7～9割分の金額を支給します。

支給限度基準額	特定（介護予防）福祉用具購入として支払った費用 年間10万円までが対象
支給限度基準額 管理期間	年度ごとに管理します（4月1日から翌年3月末まで）。 ※残額は翌年度に繰り越せません。
保険給付額	年間最大7万円～9万円が支給可能。 ※負担割合に応じて異なります。

1割負担の方	支給限度基準額（10万円）のうち、年間最大 <b>9万円</b> が支給可能 例：20,000円の福祉用具を購入した場合 →20,000円×0.1= <u>2,000</u> 円 が自己負担額。 →20,000円×0.9= <u>18,000</u> 円 を市から支給。 残りの支給限度基準額は80,000円となり、残りの保険給付額は最大72,000円になります。
2割負担の方	支給限度基準額（10万円）のうち、年間最大 <b>8万円</b> が支給可能 例：20,000円の福祉用具を購入した場合 →20,000円×0.2= <u>4,000</u> 円 が自己負担額。 →20,000円×0.8= <u>16,000</u> 円 を市から支給。 残りの支給限度基準額は80,000円となり、残りの保険給付額は最大64,000円になります。
3割負担の方	支給限度基準額（10万円）のうち、年間最大 <b>7万円</b> が支給可能 例：20,000円の福祉用具を購入した場合 →20,000円×0.3= <u>6,000</u> 円 が自己負担額。 →20,000円×0.7= <u>14,000</u> 円 を市から支給。

	残りの支給限度基準額は 80,000 円となり、残りの保険給付額は最大 56,000 円になります。
--	--

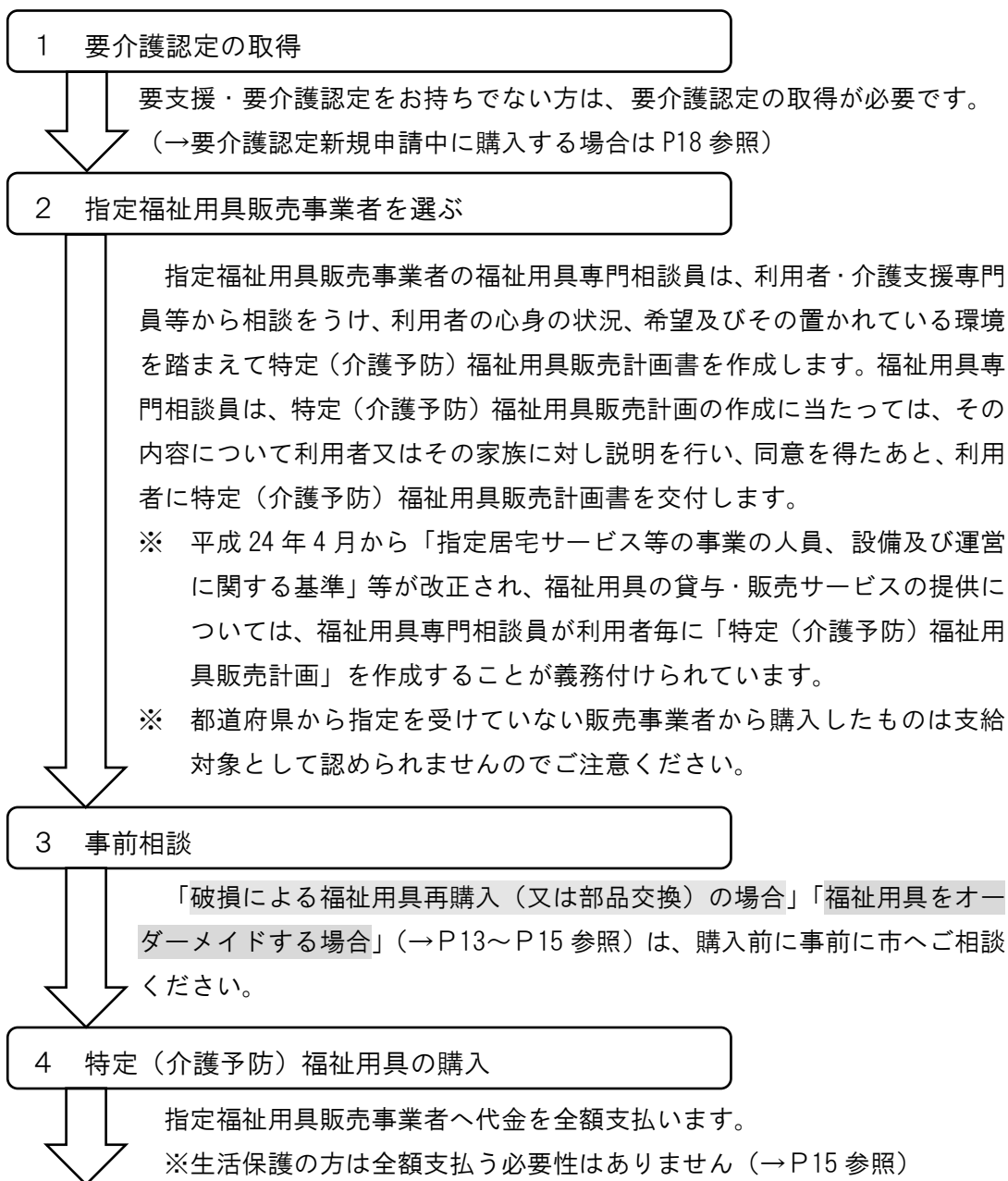
※負担割合を判定する基準日は、福祉用具を購入した日(代金を完済した日)です。

※負担割合は毎年 8 月 1 日に更新されます。

※年度の途中に負担割合が変わった場合は、それに伴い福祉用具購入費として支給できる保険給付額も変わります。

#### 4. 特定（介護予防）福祉用具購入の流れ

特定（介護予防）福祉用具購入の流れは以下のとおりです。



5 市へ購入費の支給申請書を提出

市へ購入費の支給申請をおこなってください。

6 【市】收受・審査の開始→支給・不支給決定

申請書を收受したあとに、書類審査を行います。なお、原則は書類での審査となりますが、必要に応じて、市が現物の確認が必要であると判断した場合は、担当者をご自宅を訪問し利用状況を確認させていただく場合があります。

審査にて支給・不支給が決定次第、郵送にて支給（不支給）決定通知書を送付します。支給が決定した場合は、負担割合に応じた支給額を指定の口座に振り込みます。振り込み日は支給決定通知書に記載しておりますのでご確認ください。

## 5. 支給申請に必要な書類

### ■通常の支給申請

・以下の書類を提出してください。

#### 支給申請に必要な書類

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第 13 号（第 24 条関係））
- ② 領収書
- ③ 購入した福祉用具のパンフレットの写し

・「破損による福祉用具再購入（又は部品交換）の場合」、「福祉用具をオーダーメイドする場合」、「生活保護受給者の場合」に該当する場合は、それぞれ必要な書類が異なりますのでご注意ください。

### ■破損による福祉用具再購入（又は部品交換）の場合

・お手続きの流れは以下のとおりです。

- ① 事前に市へご相談ください。破損した福祉用具の状況を確認します。

【注意】破損状況がわかる写真を持参してください。市が現物の確認が必要であると判断した場合は、担当者をご自宅を訪問し、破損状況を確認します。

- ② 市が、破損による再購入として支給の対象になるか回答します。
- ③ 市から支給対象として認められる回答があった場合には、福祉用具を再購入（部品交換）し、支給申請書を市へ提出してください。

※部品の交換によって継続使用が可能である場合には、交換する部品代が支給対象となります。

・以下の書類を提出してください。

支給申請に必要となる書類	
再購入の場合	① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第13号（第24条関係）） ② 領収書 ③ 購入した福祉用具のパンフレットの写し ④ <u>破損状況がわかる写真</u>
部品交換の場合	① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第13号（第24条関係）） ② 領収書 ③ 購入した部品のパンフレットの写し ※購入した部品のパンフレットがない場合には、見積書を提出してください。 ④ <u>破損状況がわかる写真</u> ⑤ <u>部品交換後の写真</u>

※「破損以外の原因による福祉用具再購入」の支給方針については、「7. よくある質問（P20）」を参照してください。

#### ■福祉用具をオーダーメイドする場合

・カタログからサイズを選んで購入する場合は、「通常の支給申請」と手続きは変わりません。申請書に購入した福祉用具のサイズを記入し申請してください（事前相談不要）。

・カタログにない福祉用具をオーダーメイドする場合は、事前相談が必要です。

① 事前に市へご相談ください。オーダーメイドをする理由や福祉用具の設計図を確認します。

【注意】事前相談時には見積書や設計図（製作品の寸法がわかるように記載）を持参してください。

② 市が、支給の対象になるか回答します。

③ 市から支給対象として認められる回答があった場合には、福祉用具を購入し、支給申請に必要な書類を市へ提出してください。

支給申請に必要となる書類	
① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第13号（第24条関係））	
② 領収書	
③ 請求書（製作品の購入費用の内訳が分かるように記載）	
④ 完成したオーダーメイドの福祉用具の写真	

・支給対象として認められる費用は以下のとおりです。

本人又は家族が制作した場合	材料の購入費
本人又は家族以外が制作した場合	材料から製品が出来上がるまでの費用 (材料費から加工・組み立て費まで)

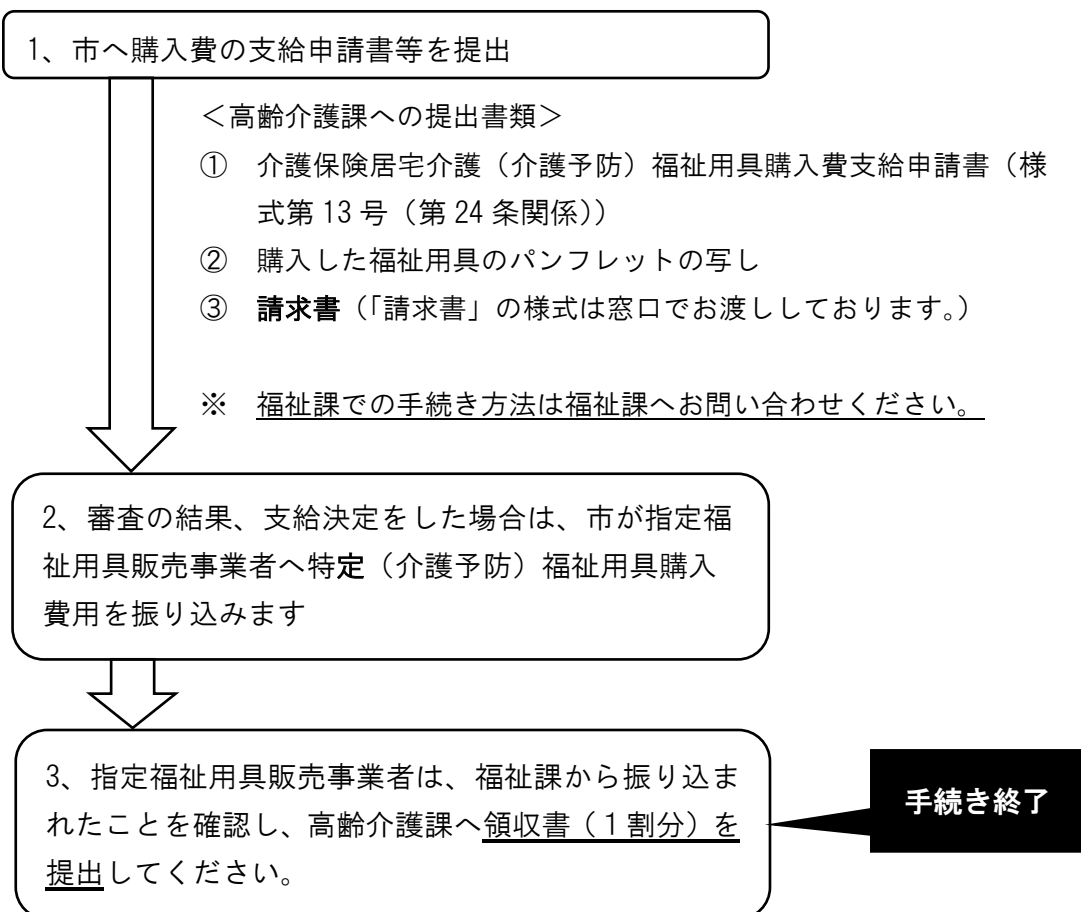
### ■生活保護受給者の場合

・生活保護受給中の方の場合、自己負担は発生しません。「通常の支給申請」と手続きの流れは異なりますので、下記の点に注意してください。

【注意1】 高齢介護課と福祉課でお手続きが必要です。

【注意2】 指定福祉用具販売業者は、福祉課から福祉用具購入費用1割分の金額が振り込まれたことを確認次第、高齢介護課へ「領収書」を提出してください。

・高齢介護課でのお手続きの流れは次のとおりです。





## 6. 支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄の書き方

特定（介護予防）福祉用具購入費の支給は、市（保険者）が**必要性を認めた場合に限り支給されるものです**（介護保険法第 44 条第 2 項、同法第 56 条第 2 項）。

審査の結果、日常生活を営むのに支障がある要介護者等が、特定（介護予防）福祉用具の購入によって日常生活の自立を支援することができる**と認められた場合に限り**、支給します。特定（介護予防）福祉用具購入が自立支援の目的を果たしているかを確認するために、支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄を設けています。

理由を記入する際は、下記の点に注意しながら、単に「不安定・困難」や「転倒の予防、安全・安心にできるようにするため」等の記載だけでなく、なぜその特定（介護予防）福祉用具が必要なのか、実際の状況が分かるように具体的に記入してください。

### ① 本人の身体状況

…原因となる疾病や ADL の状態等について

### ② 上記①から支障が生じている生活動作

…福祉用具がない状況ではどのような動作が困難なのか、どのような介助を受けているのか

### ③ 今回購入した福祉用具によって、上記②の動作がどのように改善されるのか

記入する際は必ずしも上記の順序で書く必要性はありませんが、上記を参考にしながらご本人の状況が分かるように記入してください。欄内に記載が困難な場合は、申請書裏面に記載するか、別紙を添付してください。

なお、次の①～⑤に該当する場合は、その購入理由も明記してください。

### ① 過年度に購入したことがある福祉用具を今年度再び購入する場合

…再購入する理由を記入してください。（例：破損したため）

### ② 同一年度内において、既に購入し支給を受けた福祉用具と同一種目の福祉用具を再購入する場合

…同一年度内に再購入する理由を記入してください。

### ③ 福祉用具をオーダーメイドする場合

…福祉用具をオーダーメイドする理由を記入してください。

### ④ 付加機能がある商品を購入する場合（ウォシュレット機能、暖房機能、消臭機能等）

…付加機能を選定した理由を記入してください。

### ⑤ 福祉用具商品を同時に複数台購入し、同時に申請する場合

…複数台購入する理由を記入してください。

## 7. よくある質問

### ■申請書の記入方法について

項目	質問	回答
支給申請	郵送での申請は可能ですか？	郵送での申請も受付けております。 ただし申請書に不備があった場合は、通常より支給可否決定に時間を要することになりますのであらかじめご了承ください。
支給申請	領収書は原本ではなく、写しの提出でも可能ですか？	写しの提出でも可能です。ただし、原本を一度確認させていただきますので、申請の際は、写しと一緒に原本を窓口にお持ちください。窓口にて確認後、その場で原本を返却いたします。
申請書の記入方法	「申請者」欄の捺印にはシャチハタを使ってもいいですか？	シャチハタ等の浸透印ではなく、朱肉を用いる印鑑で捺印してください。印鑑は認め印でかまいません。
振込先口座	本人名義ではなく、家族名義の口座を振込先に指定することはできますか？	可能です。本人名義以外の口座を指定する場合は、委任状が必要となります。申請書に【委任状】の欄を設けておりますので、ご本人が署名捺印のうえ、福祉用具購入費の受領に関する権限を委任する方の住所・氏名・電話番号を記入してください。
振込先口座	申請書【委任状】の欄に、福祉用具販売業者を代理人として指定した場合、受領委任払いは可能ですか？	支給方法は、 <b>償還払い</b> となります。 償還払いとは、本人が福祉用具販売事業者へ福祉用具の購入費用を一旦全額支払い、その後、市へ申請することで保険給付をうける方法です。 生活保護の方を除き、受領委任払いには対応しておりませんのでご了承ください。

### ■福祉用具購入の申請について

項目	質問	回答
支給申請	支給申請に提出期限はありますか？	あります。提出期限は、福祉用具を購入した日（代金を完済した日）の翌日から2年間です。 介護保険給付の受給権は福祉用具を購入した日（代金を完済した日）の翌日を起算日として2

		年間で消滅時効を迎えます。購入後は、速やかにご申請ください。
要介護認定新規申請中の購入	介護保険の要介護認定を新規申請中です。認定結果が出た後でなければ福祉用具は購入できませんか？	ただちに福祉用具が必要な状況であれば、認定前に購入していただいてもかまいません。ただし、認定の結果、非該当（自立）になった場合、全額自己負担となりますのであらかじめご了承ください。
退院に備えての購入	現在入院中です。退院後に備えて、福祉用具を購入することは可能ですか？	原則は、入院中に購入した福祉用具は支給対象外です。ただし、福祉用具購入が退院の条件となる場合は、入院中に購入した福祉用具も支給対象として認められます。 ※退院後にそのまま入所になる等、福祉用具が居宅で利用されなかった場合は支給対象として認められませんのであらかじめご了承ください。
特定（介護予防）福祉用具販売計画	特定（介護予防）福祉用具販売計画書の様式の定めはありますか？	様式は任意です。各事業所で定めた様式でかまいませんが、最低限次の事項の記載が必須です。 【最低限必要な記載事項】 ● 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等） ● 福祉用具が必要な理由 ● 福祉用具の利用目標 ● 具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由 ● その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常生活の衛生管理に関する留意点等） ※「一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会」のホームページに様式例が掲載されています。
福祉用具が必要な理由	申請書に「特定（介護予防）福祉用具販売計画書」の写しを添付すれば、申請書の「福祉用具が必要な理由」は記載しなくてもいい	「特定（介護予防）福祉用具販売計画書」の写しの添付があれば、申請書の「福祉用具が必要な理由」を省略することができます。 ただし、次の①～⑤に該当する場合は、「特定（介護予防）福祉用具販売計画書」の写しだけでなく、申請書の「福祉用具が必要な理由」にも理

	<p>でしょうか？</p>	<p>由を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 過年度に購入したことがある福祉用具を今年度再び購入する場合</li> <li>② 同一年度内において、既に購入し支給を受けた福祉用具と同一種目の福祉用具を再購入する場合</li> <li>③ 福祉用具をオーダーメイドする場合</li> <li>④ 付加機能がある商品を購入する場合（ウォシュレット機能、暖房機能、消臭機能等）</li> <li>⑤ 福祉用具商品を同時に複数台購入し、同時に申請する場合</li> </ul> <p>（【6. 支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄の書き方】 P16 参照）</p> <p>なお、上記に該当しない場合であっても、市が書類審査を行った結果、「特定（介護予防）福祉用具販売計画書」の記載理由のみでは対象者の身体状況や介護状況が不明瞭であり、より詳細な選定理由の記載が必要であると市が判断した場合、「福祉用具が必要な理由」を申請書に記載していただくこともありますのでご注意ください。</p>
--	---------------	---

#### ■福祉用具購入費の支給について

項目	質問	回答
福祉用具選定の基準	購入を検討している商品が特定（介護予防）福祉用具に該当しているかどうか、確認する方法はありますか？	<p>本市においては、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準にしています。</p> <p>公益財団法人テクノエイド協会のHPにて、検討している商品がT A I Sコードを取得しており、「販売」のマークが表示されているか確認してください。</p> <p>※財団法人テクノエイド協会が判断を示していない商品であっても、保険給付の対象になる場合があります。</p> <p>※複合的機能を有する福祉用具の場合は、公益財団法人テクノエイド協会の判断にかかわらず保</p>

		<p>険給付の対象として認められない場合がありますので、事前に市へご相談ください。</p>
<p>高齢者向け施設及び住宅における福祉用具購入</p>	<p>高齢者向け施設及び住宅に居住している被保険者は福祉用具購入費の支給の対象になりますか？</p>	<p>住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については支給対象として認めています。</p> <p>特定施設入居者生活介護の施設（介護付有料老人ホーム等）では、施設で整備されていることが前提のため、一般的に購入の必要はないと考えます。</p>
<p>同一年度内の同一種目の福祉用具再購入について</p>	<p>同一年度内に何回まで福祉用具を購入する事ができますか？</p>	<p>支給限度基準額（10万円）の範囲内であれば、複数回購入可能です。ただし同一種目の福祉用具を再購入することはできません（介護保険法施行規則第70条第2項、同規則89条第2項）。</p> <p>同一年度内における同一種目の再購入の取り扱いは次のとおりです。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>原則：同一年度内に同一種目の福祉用具を既に購入しており、市（保険者）から支給を受けている場合には、支給対象として認められません。</p> <p>例外：ただし下記に該当する場合は支給対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 同じ種目であっても、用途・機能が異なる場合</li> <li>② 既に購入した特定（介護予防）福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合</li> <li>③ 当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合</li> <li>④ その他特別の事情がある場合</li> </ol> <p>①、②、③に該当しない場合であっても市が「その他特別の事情がある場合」と認めれば支給対象になる場合もあります。詳しくは市へご相談ください。</p> </div>

<p>同一種目の複数台同時購入について</p>	<p>施行規則第70条第2項（ならびに同規則89条第2項）は同一年度内の同一種目の福祉用具の「再購入」を認めていませんが、同一種目の福祉用具を同時に複数台購入し、同時に申請する場合は、支給対象として認められますか？</p>	<p>認められる場合があります。 本市における取り扱いは次のとおりです。</p> <p>原則：同一種目の福祉用具を同時に複数台購入した場合、支給対象として認められません。 例外：ただし下記に該当する場合は支給対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同じ種目であっても、用途・機能が異なる場合</li> <li>② その他特別の事情がある場合</li> </ul> <p>①に該当しない場合であっても、例えば、被保険者の特別な事情から、自立支援のためには同一種目の福祉用具を複数台購入する必要性があり、その手段が適切であるといえる場合には、支給対象になる場合もあります。詳しくは市へご相談ください。</p>
<p>付加機能</p>	<p>ウォシュレット機能付補高便座は福祉用具購入の支給対象ですか？</p>	<p>本人に「補高」の必要性があり、洗浄機能が一体になった補高便座を選定することによって本人の自立支援につながるのであれば、支給対象として認められます（単なる利便性では認められません）。</p> <p>申請時には、申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に付加機能を選定した理由をご記入ください。書類審査の結果、洗浄機能の選定が適切であると必要性が認められれば支給となります。</p> <p>※ウォシュレット機能の他、暖房機能、消臭機能の場合も同様の取り扱いとします。</p>

## ■本人が死亡した場合の申請手続き

項目	質問	回答
支給申請	特定（介護予防）福祉用具を購入しましたが、市へ支給申請書を提出する前に本人が他界しました。申請すれば支給対象として認められますか？	<p>本人が他界したとしても、生前に特定（介護予防）福祉用具を購入し、利用されていたのであれば支給対象として認められます。申請書に記入する際は、下記の点に注意し、申請書をご提出ください。</p> <p>【注意1】「申請者」について …相続人が署名捺印をしてください。</p> <p>【注意2】「振込先口座」について …相続人の口座をご記入ください。</p> <p>【注意3】「委任状」について …記入不要です。</p> <p>なお、保険給付の請求権は代金を完済した日から生じるため、本人死亡後に相続人等が代金を清算した場合は保険給付の対象外です。</p>

## ■販売事業者について

項目	質問	回答
都道府県の指定	福祉用具販売事業者が都道府県から指定を受けているかどうか確認する方法はありますか？	<p>県内の指定事業者については、埼玉県のホームページで確認する事が出来ます。</p> <p>【県HP】埼玉県HP総合トップ&gt;健康・福祉・高齢者福祉&gt;指定事業所・施設一覧</p> <p>※なお、購入先が都道府県から指定を受けた福祉用具販売事業者であっても、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言を受けることなくインターネット・通信販売等によって購入した場合は保険給付の対象外ですのでご注意ください。</p>

## 8. その他注意事項

◇ **介護度の有効期間と支給限度基準額の残高は確認しましたか？**

介護度の有効期間切れ、支給限度基準額の残高にご注意ください。

◇ **収入印紙は貼付しましたか？**

5万円以上の領収書の場合、領収書に収入印紙を貼付してください。

◇ **ゆうちょ銀行の支店番号に記入誤りはないですか？**

申請書にゆうちょ銀行の支店番号を誤って記入している例が見受けられます。申請書記載内容に疑義がある場合、再度申請書を提出していただくこととなりますので、市へ提出する前に、もう一度記入内容をご確認ください。

◇ **市が記載内容について、電話で問い合わせる場合があります。**

振込先口座や申請書の記載内容に疑義がある場合、基本的には申請書を再提出していただきます。ただし、軽微な確認であって急を要する場合は、市から販売事業者や申請者に対し、申請書に記載のある電話番号へ連絡をすることがあります。

**申請者への確認方法** 確認内容を説明後、回答していただく前に一度電話を切りますので、市役所の代表番号（048-591-1111）へ電話をかけなおしていただき、間違いなく市役所職員からの照会であることを確認のうえ、回答してください。

お問い合わせ先

北本市健康推進部高齢介護課介護担当

〒864-8633 埼玉県北本市本町 1-111

TEL：048-591-1111（代表） 048-594-5540（直通）